

路上違反屋外広告物の一斉指導を 実施します

道路上にはみ出して設置されている違反屋外広告物は、周辺の景観を阻害するばかりではなく、道路通行上、大変危険です。その改善に向け関係機関と協力して一斉指導を実施するもので、今年で19回目となります。

1 日時

令和5年10月17日(火)15時～

令和5年10月18日(水)15時～

2 場所

岡山駅東側エリア一帯

3 内容

- ・各日、本市関係部署及び岡山国道事務所、岡山中央警察署の職員ら 13～14 名が参加
- ・下石井公園(北区幸町)に集合し、3班に分かれて一斉指導を行います。
- ・詳細は別紙にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 都市計画課 難波・豊福 直通086-803-1373 内線3633

広告物の一斉指導実施計画

1 目的

道路上にはみ出して設置されている違反屋外広告物は、周辺の景観を阻害するばかりでなく、道路通行上大変危険である。その改善に向け、広告物の適正な掲出を広く啓発する。

2 実施日時（2日間）

○令和5年10月17日（火）、18日（水）の2日間 15時00分～17時00分

集合場所 下石井公園

※ 小雨の場合は決行する。ただし、雨天で中止する場合は、12時までに都市計画課より各機関に連絡を入れることとする。

※ 終了後、各班で解散とする。

3 参加機関

- 岡山市都市計画課（屋外広告物の許可関係） (086) 803-1373
- 岡山市北区地域整備課（県道・市道の占用関係） (086) 803-1686
- 岡山市道路港湾管理課 (086) 803-1415
- 岡山国道事務所管理第1課（国道占用関係） (086) 214-2472
- 岡山中央警察署（道路交通法関係） (086) 270-0110

4 実施方法

- ・指導対象地域 北区【別紙 一斉指導範囲図 参照】
- ・指導対象物件 道路上の置看板、立看板、のぼり旗、商品置き場など
- ・指導方法 違反広告物の管理者については、班ごと(4名~5名程度)に戸別訪問し、チラシ（別紙）を手渡すとともに、その内容に基づき指導する。（不在の際はポスト等に差し置きとする。）
- ・注意事項 道路を塞ぐ、通行の邪魔になるなど悪質な広告物はその場で片付けさせる。
ただし、店の営業妨害にならないよう注意すること。

5 違反屋外広告物の例

置き看板	立看板	のぼり旗	営業案内看板

6 調整機関

- 各町内会長（単位町内会）
- 報道機関（広報連絡）